

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成18年7月20日(2006.7.20)

【公表番号】特表2002-517633(P2002-517633A)

【公表日】平成14年6月18日(2002.6.18)

【出願番号】特願2000-553642(P2000-553642)

【国際特許分類】

**D 0 3 D 49/62 (2006.01)**

【F I】

D 0 3 D 49/62 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年5月23日(2006.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項9】 上部形鋼(8、82)に配置されている上方部分を有すると共に、また下部形鋼(22、62、76、83)に配置されている下方部分を有した織りおさ(20、60、72、80)のおさ羽(21、37、41、45、50、61、71、81)において、下方部分は、形鋼(22、62、76、83)から突出している部分において6mmの幅を、また上方部分は、約4mmの幅を有していることを特徴とするおさ羽。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

図7と8に係る実施形態では、おさ羽61は、上方部分16から延びた直線状の後面69を有している。それらの前面領域では、それらは、図2に係る実施例に対応して、その説明を参照にして設計されている。下方部分14は、それでもなおもう一度2つの部分66、68に再分されており、それで上部分68は、形鋼62の上面63から部分66まで先細に成っている。下部分66は、約4mmの幅67を有している。そこで、これに楔状の部分68は、なお下部形鋼62の内部で接続しており、またそれは、部分14の下部形鋼から突出した部分と共に下部分66に連結していて、部分14は、約6mmの幅15を有している。この部分の前面65は、湾曲した前面28に移行している。下部分66の前面は、当り面31及び上方部分の面13と一線で延びている。この面に対して、下部形鋼62の前面は、約2mmの間隔を有している。それによって、形鋼62の幅が従来の形鋼の幅と事実上同じに成っている構造が出来上がっている。下部形鋼は、約8mmの幅を有していて、その結果、これを搭載梁12に固定するために、従来の織りおさの場合と同じ固定手段も、即ち楔10とネジ11も使用されることに成る。おさ羽61を備えた織りおさ60の当り面31は、従来のおさ羽に付いた当り面が存在している同じ位置に存在しているので、織りおさ60は、この織りおさの当り位置がそれで変わること無しに、従来の織りおさに交換され得る。